

令和 7 年 9 月 9 日

令和 7 年第 3 回岬町議会定例会

第 3 日会議録

令和7年第3回（9月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和7年9月9日（火）午前10時20分開議

○場 所 岬町役場 議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	大里 武智	2番	松尾 匡	3番	早川 良
4番	中原 晶	5番	竹原 伸晃	6番	奥野 学
7番	道工 晴久	8番	谷地 泰平	9番	谷崎 整史
10番	出口 実	11番	瀧見 明彦	12番	坂原 正勝

欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 7名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町長	長田 代堯	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺田 武司
副町長	中口 守可	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新堀 満
副町長	上田 隆	まちづくり戦略室危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田 晃久
教育長	古橋 重和	総務部理事兼総務課長	南 大介
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	総務部理事兼財政改革部理事	谷 卓哉
総務部長 会計管理者	西 啓介	しあわせ創造部総括理事	辻 里光則
財政改革部長	内山 弘幸	しあわせ創造部理事 (地域福祉担当)	中田 美和
しあわせ創造部長	松井 清幸	しあわせ創造部理事 (保健センター担当)	川井 理香
都市整備部長	小坂 雅彦	都市整備部理事 (建築担当) 兼建築課長	佐々木 信行
教育次長兼指導課長	松井 文代	都市整備部総括理事 (産業観光促進・吉田一誠 しななみさき公園担当)	

まちづくり戦略室理事 (秘書・政策推進担当)	都市整備部理事 (新たなみさき公園担当)
兼町長公室(秘書担当)課長	新保太基
兼企画政策推進担当 (政策推進担当)課長	兼産業観光促進課長 (観光推進担当)
まちづくり戦略室理事 (人事担当)	教育委員会事務局理事 (生涯学習担当)
廣田尚司	兼生涯学習課長 岩田圭介
	兼青少年センター所長

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 松本啓子 議会事務局主幹兼係長 池田雄哉

○会期

令和7年8月19日から9月9日（22日）

○会議録署名議員

6番 奥野 学 7番 道工 晴久

議事日程

日程第 1	三常任委員長報告
日程第 2	議案第43号 令和7年度岬町一般会計補正予算（第5次）について
日程第 3	議案第44号 教育長の任命について
日程第 4	議案第45号 岬町教育委員会委員の任命について
日程第 5	議案第46号 岬町教育委員会委員の任命について
日程第 6	報告第 8号 令和6年度岬町健全化判断比率の修正について
日程第 7	議員提出 岬町議会委員会条例の一部改正について 議案第 2号
日程第 8	議員提出 岬町議会会議規則の一部改正について 議案第 3号

(午前10時20分 開会)

○坂原正勝議長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和7年第3回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は10時20分です。

本日の出席議員は12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下関係職員の出席を求めております。

これより本日の会議を開きます。

○坂原正勝議長 日程第1 三常任委員長報告を議題とします。

8月20日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、出口実君。

○出口 実事業委員長 ただいまご指名をいただきました、事業委員長の出口実でございます。令和7年第3回定例会、事業委員会委員長報告をいたします。

8月20日の本会議において、本委員会に付託されました4件の案件について、8月26日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第一条第1項の規定により、報告をいたします。

議案第47号、令和7年度一般会計補正予算（第4次）について、担当課からの説明をいただき、質疑応答を行いました。委員からは、道の駅みさきに大型モニターを設置するにあたり、何を映すのか。みさき公園の進入路看板を設置するには、出口の文字より進入禁止のマークの方が良いのではとの質問に、道の駅に設置するモニターでは、町が作成した動画を流す予定であるとのことでございます。みさき公園駅の進入路の看板設置では、進入禁止マークも、検討したが、文字にしたとの回答があり、みさき公園駅は、岬町の住民にとって、欠かせないものであり、進入路で事故が起こる前に手を打つことは、必要だと、賛成ということで賛成討論があり、満場一致で可決をされました。

議案第42号、岬町下水道条例の一部改正については、質疑討論はなく、満場一致で可決をされました。

認定第1号、令和6年度岬町一般会計認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録の通り質疑応答があり、民間の事業者も、工事代金を安くしていただき、役所としても使える補助金を充てて事業を実施し、町財政が厳しいより1つ1つの積み重ねで、黒字の決算ができているとの賛成討論があり、満場一致で、認定をされました。

認定第8号、令和6年度岬町下水道事業会計決算の認定については、質疑、討論はなく、満場一致で認定されました。

なお、質疑応答等の詳細の内容については、委員の皆様方に配布しております委員会記録をご覧いただきたいと思います。以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会は、付託された4議案について、についての私の委員長報告を終わります。

○坂原正勝議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長大里武智君。

○大里武智厚生委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長の報告をさせていただきます。厚生委員会委員長大里武智です。

8月20日の本会議において、本委員会に付託されました6件の案件については、8月27日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

議案第37号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、障害福祉、障害福祉システム改修の内容についてや、介護予防拠点整備として設置される東屋について、質疑応答があり、障害福祉システムとマイナンバーカードの紐づけに問題があるとの反対討論や、児童遊園に東屋を整備することは、今後の児童遊園整備再編を進める上で、賛成との討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第38号、令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算第2次については、質

疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

認定第1号、令和6年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、メンタルヘルスシステムや、コミュニティバスのキャッシュレスシステムの利用条件について、受け持ちの工事の状況や、淡輪火葬場の改修工事についての確認などの質疑応答があり、資源ごみの収集と売却に疑惑があるとの反対討論や、少子高齢化の中、住民が生き生きと暮らせる政策を遂行しているとの賛成討論があり、挙手多数で認定されました。

認定第2号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定については、保険料や人間ドック負担についての質疑応答があり、府下統一保険料であるが、保険料が上がり、重い保険料負担であるとの反対討論があり、挙手多数で、認定されました。

認定第3号、令和6年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、保険料や出産一時金の上乗せについて、質疑応答があり、保険料の引き上げに影響が出ているとの反対討論があり、挙手多数で認定されました。

認定第4号、令和6年度岬町介護保険特別会計決算の認定については、介護保険料や総合事業の利用者数について、質疑応答があり、国が作った制度であるが、保険料の値上げには賛成できないとの反対討論があり、挙手多数で認定されました。

なお、質疑応答の詳細な内容については、配付しております委員会記録の通りであります。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案について、私の委員長報告を終わります。

○坂原正勝議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長奥野学君。

○奥野学総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告を

させていただきます。

8月20日の本会議において、本委員会に付託された8件の案件について、8月28日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告させていただきます。

議案第37号、令和7年度一般会計補正予算（第4次）について、担当課からの説明をいただき、質疑応答を行いました。委員からは、電気料金の値上がりが11%ということだが、水道料金等は把握されているのかとの質問があり、担当課からは、主な要因は、電気代の値上がりであるとの答弁があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第39号、令和7年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）について、担当課から説明をいただき、質疑応答なく、満場一致で可決されました。

議案第40号、岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について質疑応答を行いました。委員からは、限度額を引き上げる議案だが、実態に合わないとの質問があり、担当課からは、国の公費負担の基準に基準の変更に伴う改正との答弁がありました。討論なく、満場一致で可決されました。

議案第41号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休暇に関する条例の一部改正について、質疑応答があります。委員からはどんなふうに具体的に進めるのかの質問があり、担当課からは、すべての課に、9月中旬までにパンフレットを配布して周知するとの答弁があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

認定第1号、令和6年度岬町一般会計決算認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録の通り質疑応答があり、万博への子供たちの無料招待等があるのでとの反対討論。住民の心に沿ったきめ細かな配慮があり、近年まれに見る非常に決算内容との賛成討論があり、挙手多数で認定されました。

認定第5号、令和6年度岬町淡輪財産区の認定については、質疑応答があり、委員会記録のとおり討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第6号、令和6年度岬町深日財産区特別特別会計決算認定については、質疑、討論なく、満場一致で認定されました。

認定第7号、令和6年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定については、質疑、

討論なく、満場一致で認定されます。

以上が審査経過並びに結果あたり、当委員会に付託された8議案について、私の委員長報告を終わります。

○坂原正勝議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、

質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第37号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第4次）について討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原議員 反対です。

議案第37号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第4次）について、賛成できないと考える立場から討論に加わりたいと思います。

事業委員会において、みさき公園口交差点への誤進入防止看板の設置は、逆走が頻繁に確認されていることから必要な措置であると考えるものであります。

事故の発生防止のために、わかりやすい表示を願うところであります。また厚生委員会において、青葉台地区の公園に、高齢者が歩いて通れる住民主体の憩いの場として東屋を整備する計画が提案をされ、タウンミーティングで寄せられた声に速やかにこたえるものとして歓迎されるものであると認識しております。

しかしながら、障害者システム改修委託料のうち、障害者手帳をマイナンバーカードに紐づける予算が含まれており、この点については賛同しかねるものであります。スマートフォンに民間のアプリをダウンロードして、障害福祉サービスを利用するには、利便性は向上いたしますが、同時に、様々な個人情報が流出、また利用されかねない。懸念があるため、今回の提案については、賛同できないと考えるものであります。

○坂原正勝議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第37号起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案の通り可決されました。

続いて、議案第38号、令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号、起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立、満場一致であります。

よって、議案第38号は原案の通り可決されました。

続いて、議案第39号、令和7年度多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号、起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第39号は原案の通り可決されました。

続いて、議案第40号、岬町議會議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第40号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告の通り、決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第40号は原案の通り可決されました。

続いて、議案第41号、職員の勤務時間休憩等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第41号は原案の通り可決されました。

続いて、議案第42号、岬町下水道条例の一部改正について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第42号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第42号は原案の通り可決されました。

続いて、認定第1号、令和6年度岬町一般会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。

谷地議員賛成ですか、反対ですか。

反対討論どうぞ。

○谷地議員 認定第1号、令和6年度岬町一般会計決算認定について、賛同できない立場で討論をさせていただきます。

厚生委員会での反対討論でも述べさせていただきましたけれども、今回、資源ごみの売却収入、こちらについて質問させていた際にその中で古着が実際に今も焼却をされていたと。それも実際には住民さんには全然周知はされていなかったというところが明らかになりました。この件については昨年度も、紙ごみ、紙の資源ごみ、段ボール、雑誌と古着っていうところが、パッカー車にそのまま投入されて焼却されていた、または、実際一旦集めた後も、そのほとんどが焼却されていたっていうところが明らかになり改善を求めて、実際にの売却収入、一部は獲られているので、一定の改善は図られたというふうに認識しております、これについては評価できるというふうに考えてます。

しかし、一部の住民さんの方からは、いまだに資源ごみが、可燃ごみと一緒に焼却されているっていうような指摘を複数いたいていて、それについて今回あと新たに指摘をさせていただいた、その翌日に、やはりダンボールが以前はパッカー車

投入されていてって、すべてなくなっていたところが、その翌日の可燃ごみの収集から残っているっていうことが確認されました。この資源ごみの売却収入っていうところは、この厳しい財政状況の中で岬町にとって、とても貴重な収入源でありますし、あとは住民さんがちゃんと分別したものをこれをきちんと資源化するというこれを、これは行政としてしっかりやっていただきたいということがあります。

今、古着についても、バイアスが見つかったということですけれども、この問題は、決して小さな問題ではないと思います。住民さんがきちんと分別して出していたもの。これが焼却されていたっていうところは、非常に大きな問題で住民の信頼にかかるてくるのを問題と考えています。なので、これからしっかりとこのごみ問題というところに取り組んでいただきたいという、そういう思いも込めて、今回は厳しいようではありますが、認定できないっていう立場で反対とさせていただきます。

○坂原正勝議長 続いて賛成討論ございませんか。

竹原議員。

○竹原議員 令和6年度の岬町一般会計決算の認定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

事業委員会への討論でも述べましたが、この審議の中で、いろいろな質疑を繰り返す中で、わかったことが何点かあります。1つは、補助金事業をというのをしつかり探ってきて、それに合わせて事業されているなど。それによって会計自体が、決算自体が黒字となっているということは、とても大きなことだと感じております。また決算の数字を見ていると、不用額というので戻ってきてるのが、かなりたくさんあったのかなと。これはですねやはり、仕事をしていただく、民間の方々から、安く、仕事なり、物品を提供していただいたということの1つ1つの積み重ねのように感じました。それはですねただ単に入札するから安く入れてねっていう話では決して達成できなかつたことかなと。町長みずからですね、給料をカットして管理職に頭を下げてですね、全庁一丸となって、身を切る改革といいますかそういう姿勢を見せることによって、事業者の皆さんのが、町も困ってるんだと。一生懸命私たちも働こうといったことの、信頼関係ですね、協働のみさきというところが達成できたことによって、決算が黒字で締められたっていうのが、本来ではないでしょうか。そういう取組みを、確かに評価して、これからも、このように続いていってい

ただきたいと切に願いまして、賛成討論とさせていただきます。

○坂原正勝議長 続いて反対討論を行います。反対討論ございませんか。

中原議員。

○中原議員 令和6年度岬町一般会計決算の認定について、賛同しかねる立場で討論を行います。

2024年度の一般会計においては、一般会計決算においては、厚生委員会において、子供医療費助成の拡充に関わって、町長は、町村長会会長として、府知事に要望書を提出し、子供医療費の無償化を要望されていたことを知りました。子供医療費助成については、助成ではなく、無料化を求めるタウンミーティングでの保護者の声があつた通り、子育て家庭の強い要望となっています。それに関わって、4月28日に町長が町村長会の会長として、市長会の会長とともに、大阪府知事に要望という形で、高校授業料が国事業として無償化になったことを受けて、大阪府が先行して行っている高校授業料無償化の予算が必要なくなるであろうことから、その予算を子供医療費の無償化に大阪府として充当するよう、強く要望したことをお聞きいたしました。これは地方自治体の首長として高く評価できる行動であり、引き続き要望活動を強めていただくよう求めるものであります。高齢者補聴器購入補助事業については、利用者が年々増え、歓迎されていることがうかがい知ることができました。年齢や、所得制限など、対象者の拡充を行い、生活の向上に寄与することを、生活の質の向上に寄与することを改めて求めるところであります。2024年度においては、前年度に小学校の学校給食無償化を行った上で、翌年度からの中学校給食費の無償化を決断された年度として、物価高と低賃金に喘ぐ子育て世代の暮らしを足元から支える大英断と前向きに評価しております。

しかしながら、大阪・関西万博への学校行事としての参加や、4歳から18歳までの子供たちへの2回目の無料招待事業の準備が進められた年度であり、会場の夢洲が、大規模、長期的なイベント会場として、全くふさわしくないことを、総務文教委員会でも指摘した通りであります。また、国から押し付けられている自治体DX化も進められ、かねてから申し上げている通り、住民の個人情報が流出し、本人の同意なく利用されるリリース、今日は舌が回りにくい。すいません。本人の同意なく利用されるリスクがあり、義務とはいえ、地方自治体が進める仕事とは言えないものと考えるものであります。岬町の住民の命と暮らしを守るには、最も身近な

地方自治体が国や府の悪い政治から住民を守る防波堤としての役割を果たす必要がある。その役割が十分果たせているとは言えず、賛同しかねるものであります。

○坂原正勝議長 他に討論ございませんか。

松尾議員、賛成反対どちらですか。

賛成の方おられませんか。

では、松尾議員。

○松尾議員 私からも、令和6年度一般会計決算認定について反対の立場で参加させていただきます。

反対の理由は、厚生委員会でも、討論で述べた通りであります。資源ごみである古着などが、通常であれば、すべて回収されてリサイクルされているものと、我々住民は信じておりました。

しかし、資源ごみを回収後も一般ごみと同様に燃やされてたというね、事実が発覚したわけであります。これについては、住民の持続可能な循環型社会形成の協力意識や、善良な行いを踏みにじる行為であり、また、町行政に対して著しく信頼を失墜させる行為であります。またこの明らかになった問題、問題ある事実は、ごみの減量化やリサイクル率の向上についての意識のなさというのがうかがえるものであります、今の町政は、全国でもワースト付近のこれら岬町のごみ問題の解決に取り組む姿勢が感じられないことが明らかであり、これでは到底認められませんので反対とします。

○坂原正勝議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することであります。

委員長の報告の通り認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案の通り認定されました。

続いて、認定第2号令和6年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について

討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員 賛成ですか反対ですか。

○中原議員 反対です。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原議員 認定第2号令和6年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について、
賛同しかねる立場で討論に参加いたします。

厚生委員会でも申し上げたところですが、昨年度から始まる2ヵ年の第9期においては、明らかな保険料の値上げが確認されたところであります。さらに、出産育児一時金という、後期高齢者にとっては、全く何ら関係のない負担を求めるということも、保険料が引き上がる1つの要因であったと、いうことも質疑を通じて明らかになりました。保険料引き下げを願う加入者の立場から、賛同できないと考えるものであり、かねてから申し上げてきた通り、75歳になった途端に、強制的に後期高齢者医療に加入させられ、2年に1度の保険料の引き上げに、引き上げの不安にさらされる、この制度そのものの廃止を求める立場からも、賛同できないと考えるものであります。

○坂原正勝議長 続いて賛成討論ございませんか。

賛成討論なしと認めます。

続いて反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することであります。

委員長の報告の通り認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案の通り認定されました。

○坂原正勝議長 続いて、認定第3号、令和6年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか反対ですか。

○中原議員 反対です。

○坂原正勝議長 反対討論。

○中原議員 認定第3号令和6年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定について、
賛同できないと考える立場から討論に加わります。

厚生委員会で確認した通り、昨年度から始まる2ヵ年の第9期においては、明らかな保険料の引き上げが委員会において確認をされました。さらに、出産育児一時金という、後期高齢者にとっては、全く何らの関係もない、負担を求めるということも、保険料の引き上げに影響していることも、委員会で確認させていただきました。保険料引き下げを願う加入者の立場から、賛同できないと考えるものであります。なお、75歳になった途端に強制的に後期高齢者医療に加入させられ、2年に1度の保険料引き上げの不安にさらされる。この制度そのものの廃止を求める立場からも賛同できないと考えるものであります。

○坂原正勝議長 続いて賛成討論ございませんか。

賛成討論なしと認めます。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することであります。

委員長の報告の通り認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、認定第3号は原案の通り認定されました。

続いて、認定第4号令和6年度岬町介護保険特別会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員賛成ですか、反対ですか。

○中原議員 反対です。

○坂原正勝議長 反対討論どうぞ。

○中原議員 認定第4号令和6年度岬町介護保険特別会計決算の認定について、賛同しかねる立場で討論に参加いたします。

間違いないように、介護保険について言います。反対する大きな理由は、保険料の値上げが示されたことあります。高い保険料となる大きな要因は、国に、その背景があると考えるものでありますので、岬町だけに責任があると考えるものではありませんが、保険料の引き下げを願う加入者の立場から、賛同しかねるものであります。

○坂原正勝議長 続いて賛成討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することであります。

委員長の報告の通り認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、認定第4号は原案の通り認定されました。

続いて、認定第5号令和6年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することであります。

委員長の報告の通り認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立、満場一致であります。

よって、認定第5号は原案の通り認定されました。

続いて、認定第6号令和6年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することあります。

委員長の報告の通り認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立、満場一致であります。

よって、認定第6号は原案の通り認定されました。

続いて、認定第7号令和6年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第7号起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することあります。

委員長の報告の通り認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立、満場一致であります。

よって、認定第7号は原案の通り認定されました。

続いて、認定第8号令和5年度岬町下水道事業会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。

委員長の報告の通り認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立満場一致であります。

よって、認定第8号は原案の通り認定されました。

以上で、3常任委員会に付託されました案件はすべて議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、慎重審議、大変ご苦労さまでした。

○坂原正勝議長 続いて日程第2、議案第43号、「令和7年度岬町会計一般会計補正予算（第5次）」についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長 内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第2、議案第43号、「令和7年度岬町一般会計補正予算（第5次）」についてをご説明いたします。

本補正予算の内容といたしましては、7月17日の大雨により被害を受けた農道及び林道の改修に係る経費を計上するものでございます。なお大雨による被害により、通行に支障をきたし、速やかに改修を行う必要があることから、本日、追加議案として上程させていただいたものでございます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書の他、予算書とともに配布させていただいております補足説明資料と併せてご参照願います。

それでは予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,619万2,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては8ページ、9ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金といたしまして、101万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、林道長谷線改修事業の財源として、森林經營管理基金繰入金92万4,000円本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金、9万4,000円をそれぞれ計上いたしております。町債といたしましては、二の宿農道改修事業に充当するための農業施設整備事業債150万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては10ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

農林水産業費といたしまして、7月17日の大雨により、佐瀬川自治区の二の宿農道の路肩が崩落し、通行に支障をきたしているため、ブロック積工による改修を行うための、二の宿農道改修工事159万4,000円、同じく7月17日の大雨により、上孝子自治区の林道長谷線の路肩が崩落し、通行に支障をきたしているため、大型土囊設置工による改修を行うための、林道長谷線改修工事92万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、4ページをご参照願います。「第2表 地方債補正」をご覧ください。

二の宿農道改修事業の実施に伴い、農業施設整備事業の起債限度額150万円を新たに追加するものでございます。

なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ご覧の通りとなっております。以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

よろしいでしょうか。

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を起立により採決します。

本件は原案の通り決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立、満場一致であります。

よって、議案第43号は原案の通り可決されました。

○坂原正勝議長 日程第3、議案第44号、教育長の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第3、議案第44号教育長の任命についてご説明申し上げます。

教育長 古橋重和氏は、令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、議会の同意を求めるものです。

同氏は長年にわたり、町職員として奉職され、令和元年10月から教育長として、教育行政に熱心に取り組んでおります。教育を取り巻く環境は厳しいものがあり、人口減少と少子高齢化が進む中、いじめや不登校など、子供たちの多様化への対応、部活動の地域移行、学校における働き方改革など幅広い課題が山積しております。これらの課題に対応するとともに、教育行政の学校とのパイプ役として、古橋重和氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。古橋氏は人格見識ともすぐれ、実行力指導力に富み学校や地域の信頼を極めて厚く、教育長として適任であると考えます。同氏の住所生年月日、経歴等につきましては、議案書裏面に、裏面をご覧いただきたいと思います。なお、教育長の任期につきましては、3年となります。何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原議員 先ほど、町長からご提案いただきました、教育長の任命について、お尋ねします。

説明の中で、学校教育における、古橋教育長がですね、これまで果たしてきた役割について、主に語られたところであります。私がお聞きしたいのは、教育長の範囲がどこからどこまでかよくわかりませんけれども、公民館図書館等の整備検討委員会。整備検討に関わる分野でも、担当部署が生涯学習課になっているということから、一定の役割を果たしていただく、これまでも果たしてこられたというふうには思っていますが、果たしていただく必要があるというふうに思ってるんですね。で、今回の提案にあたって、古橋重和氏に対してですね、公民館図書館等の複合施設の建設に関わって、提案者としてはどのようなご利用を果たしていただこうとお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○坂原正勝議長 町長 田代 堯

○田代町長 中原議員の質問にお答えいたします。

教育長っていうのは教育委員会を束ねて、組織をしてる長であります。そう思っております。先ほどの公民館図書館の建設等については、座長が行政のナンバーワンであります中口副町長が担当をして、中で、ともにお互いに意見交換をしながらですね、公民館図書館の問題について、各委員会等で協議を重ねておりますので、今後もさらに公民館図書館の建設に向けた協議を進めてもらいたい、もらいたいとそのように思っております。

○坂原正勝議長 他に質疑ございませんか。

松尾議員。

○松尾議員 私からは、この方の、今後の考え方についてお伺いしたいなと思うんですが。今、課題になっております、淡輪幼稚園の問題、もしくは、岬町の3小学校の今後のあり方について、今後どのように考えておられるのかをお聞きしたいなと思います。

○坂原正勝議長 町長 田代 堯君。

○田代町長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問についてはですね、教育長本人が担当しておりますし、行政部

局としての長としての報告等、聞いた上で判断をしていくわけですけども、中身については中口副町長以下、各分野で検討するので、中身について、どうするかって言われることについては、今この場でお答えすることはできないのかなと、そのように思います。

○坂原正勝議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地議員 私の方からも、お伺いしたい点がございます。

教育長は令和元年に初めて就任されて、その時にもう一部の議員から教育分野の経験っていうところが、少し浅い部分あるんじゃないかなっていうところの懸念に関する質問があったと思います。そんな中での今町長がおっしゃってる通りこの学校とか、この教育っていう、現場では本当にいろんな問題が、当然ご存じの通り起きてます。少子化に伴う児童生徒数の減少に伴って、本当に今後的小・中学校どうしていくのかとか、パターンが幼稚園、今後認定子供園に移行するのかしないのか。あとは不登校の問題、学校給食の問題、いじめの問題とか、すごく問題も複雑化、多様化しているという中で、学校での現場経験っていうところがすごく重要なってくるんじゃないかなあと、そういうふうに思う点もあります。そんな中でこの6年間、古橋教育長は学校でね教育の現場経験がない中で、その辺をどうやってうまく学校と連携していくって、進めてこられた方が、また今後も、学校とうまく連携をとっていくことができるのかどうかっていう、その辺の考えについて、回答をお願いします。

○坂原正勝議長 町長 田代 堯君。

○田代町長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

町長部局、つまり行政と教育委員会とは、一応分野が違いますので、あまり教育行政の中に、私が立ち入った話をするのは、いかがなものかな。いわば、我々は常に中立の立場で行ってるというのは、本来の姿であると私は理解をしております。

その中で今おっしゃってる学校の様々な問題等についてはですね、教育委員会等で、学校と連携をしながら、いろいろと協議をしていただいているもの。そう思っております。ただ私がそういった、教育委員会部局とのいろんな協議ができるのは、岬町総合教育会議の座長をしておりますので、その中でいろんな問題等については議論しております。その中で、教育長もしっかりとそれについてはですね、議論を

教育委員会としながら学校ともしながらですね、問題なくやっております。経験がないからっていうんじゃなしに、教育行政を長きにわたってやってきた。その中でやっぱり教育行政のこともしっかりと把握しておると私はそう理解しておりますし、それと近隣の教育行政の中で、近隣の経験者、また、そういった学校教育に経験のない校長さん、そういった方々も含めて、そういった協議会を持たれてそこで議論されてるというふうに聞いております。それで学校の問題は、校長が責任を持ってやっていくというふうに私は報告を受けておりますので、その中で全体の教育行政をつかさどるのはですね、教育委員会が、そういった議論をしながら、また協議をしながらですね、今の学校教育運営を、なされてるもんだと私は理解しておりますので、そういった様々な問題をどうするかっていうのは、教育長がもし皆さんを選任された後にはですね、しっかりとまた、本人の方向に本人から聞いていただいたらいいのかなと、そのように思います。

○坂原正勝議長 他に質疑ございますか。

大里議員。

○大里議員 私からも皆さん聞いてることとほとんど一緒になるんですけども、教育現場に不登校をまたクラブの地域移行、働き方改革、結構いろんな問題があるんですけども、この義務教育を担う、教育長として、町長は今後、この古橋教育長にどのようなことを期待して、今回任命されようと考えているのでしょうか。教育委員会を含めてやっぱり働き方改革をこれからどんどん進めていかないとと思う。そういう中でこの古橋教育長に期待することを、ちょっと答弁お願いします。

○坂原正勝議長 町長 田代 堯君

○田代町長 大里議員の質問にお答えさせていただきます。

教育行政のことですから、これは教育委員長、任命するのは私でありますので、教育長を任命するにあたって、町長はそういった様々な問題についてですね、どのような対応を考えた上で、教育長を任命するのかというご質問だったかなと思っております。その辺は、この6年間教育長が一生懸命やってきておりますので、そういった様々な問題をですね、解決するためには学校教育委員会ももちろんのことですけども。校長会というのがあるようですので、その辺と十分協議をしながら、今まで進めてきておりますので、いろんな問題があることは、いじめの問題とかですね不登校の問題、様々な問題がさっきされておることは私も承知してお

ります。そういう問題解決に向けて、現教育長はしっかりと対応しているもので、思ってますんで今後もそういう問題には、しっかりと岬町教育総合教育会議等でもですね、議論をして参りたいと、このように思ってますので、その辺は万全に教育行政上をですね、しっかりとまとめていくように私の方から、周知はして参りたいと、このように思います。

○坂原正勝議長 竹原議員。

○竹原議員 私から 1 点、お聞きしたいと思います。

この任期が 9 月 30 日ということで、とても微妙な時期と言わざるをえないと思っております。といいますのは今月に町長自体の選挙もあってですね、1 点確認させていただきたいのは、今回、追加議案で提案する以外にですね、9 月 30 日までに臨時議会を開催してこの件に関して諮っていただきたかったなと思ってるんですがそういう検討はされたか、されていないか、それだけです。よろしくお願ひします。

○坂原正勝議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

そういう臨時会に提案すべきかどうか否かについては十分検討した上で、やはり 9 月 30 日までまだ任期がありますので、それで本来は 6 月議会を考えておったんですけども。やはり本定例会が町長選挙の関係で、少し早めにいただくということだったもんで、この定例会、通常であれば、6 月議会に提案させていただく予定であったと思いますその議論をしております。

○坂原正勝議長 他に質疑等ございませんか。

よろしいでしょうか。

では質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

これより議案第 44 号、教育長の任命についてを起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

○坂原正勝議長 起立少数であります。

よって、議案第44号は、同意しないことに決定しました。

古橋重和君の入場を許可します。

日程第4議案第45号岬町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件について、議提案理由の説明を求めます。

町長 田代 堯君。

○田代町長 日程第4議案45号岬町教育委員会の任命についてご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員の宮川益和氏は、令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。履歴等につきましては、議案書、裏面をご参照いただきたいと思います。また、教育委員の任期につきましては、4年でございます。何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

これをもって提案理由の説明を終わります。

○坂原正勝議長 これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので討論を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

これより、議案第45号、岬町教育委員会委員の任命についてを起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案の通り同意することに決定しました。

中原議員。

○中原議員 運用に関わることで、1つは議案第44号の町長の提案の説明のときだったかと思いますが、おそらく、教育長とおっしゃるべきところを、教育委員長というふうに、おっしゃっていたと思われる箇所がありました。複数箇所ですので、公開の際には、精査をして、正確な会議録、公表するようにした方がいいと思うというのが1つです。

それから、議案第45号の教育委員会委員の任命のところで、宮川益和さん、もうすぐ数って言ってたかな。それをちゃんと読み上げてましたかね。それから、この折には、住所と生年月日をこの場でおっしゃいました議案を黒塗りなんです。扱いがなぜ違うのか、教育長の折には、省略させていただきますということで個人情報の扱いですね、その関係で、私たち議会に配布される議案についても、住所だと生年月日だと経歴とかは、伏せられるそういう扱いに現在はなっておりませんけれど、宮川益和委員の、議案の提案の折には、黒塗りのところも、口頭でおっしゃいましたので、その扱いでよろしかったのかどうか、その確認はしておくほうがいいかなと思いましたとして発言させていただきました。

○坂原正勝議長 西総務部長。

○西総務部長 議案に関することでございますので総括して総務の方からご答弁をさせていただきます。中原議員おっしゃられる通り、昨今の個人情報保護の観点から議会における議案につきましては、個人の住所、生年月日、経歴等は掲載させていただいておりますが、公表の段におきましては、その部分についてはマスキングをさしていただいて公表させていただいております。議会の答弁、ご説明の中でも、その部分については、議案書の通りご説明させていただくべき内容であったかと考えておりますのでその点は公表の段におきまして、削除させていただきたいと思います。それから第44号で役職名の違いのご指摘ありました。その議事録を確認したいと思います。

○坂原正勝議長 しばらくお待ちください。

続きまして、日程第5、議案第46号、岬町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 田代 埼君。

○田代町長 議案に入る前に、先ほど中原議員からご指摘をいただきまして、大変申し訳ございません。訂正をさせていただきます。

日程第5、議第46、岬町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

岬町教育委員会委員中口敦子氏は、令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。経歴等につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。また、教育委員の任期につきましては、4年でございます。何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします、本件は人事に関することですので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

これより、議案第46号、岬町教育委員会委員の任命についてを起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案の通り同意することに決定しました。

日程第6、報告第8号、令和6年度岬町健全化判断比率の修正についてを議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第6、報告第8号、「令和6年度岬町健全化判断比率の修正について」をご説明いたします。

本件は、去る8月20日、令和7年第3回岬町議会定例会の2日目におきまして、「報告第6号、「令和6年度岬町健全化判断比率の報告について」」をご報告させて

いただきましたが、その後、国からの修正指示により、将来負担比率の数値に錯誤が判明し修正をいたしましたので、監査委員の再審査意見書を付して、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。

内容といたしましては、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」については、いずれも修正はございません。一方で、「将来負担比率」につきましては、下水道事業が令和6年度より地方公営企業法の財務規定を適用する企業となつたことに伴い、下水道事業に係る公営企業債等繰入見込額に修正が生じ、将来負担額が減少したことで、将来負担比率が、104.2%から100.4%へ修正するものでございます。なお、修正の結果、修正前に比べまして3.8ポイントの改善となっております。また、監査委員から付された再審査意見書におきましては、「引き続き、早期健全化基準の350.0%を下回っているものの、今後も健全な財政運営に努められたい」とされております。健全化判断比率の算定につきましては、決算書及び地方財政状況調査等の基礎数値を使用し、算定を行いますが、今後も引き続き、正確な算定に努めて参ります。「令和6年度岬町健全化判断比率の修正について」の報告は以上でございます。これをもって、趣旨説明を終わります。

○坂原正勝議長 これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

○中原議員 私はこういった修正の報告は、多分初めて受けると思います。それでお尋ねします。結果的にですね、数値と言いますか、将来負担比率のパーセンテージが改善されたということで、それはそれで良いことなんですが、なぜ今回、このような事態に立ち至ったのか。国の指摘があつて、錯誤が確認されたというご報告でありますましたが、もう少し詳しくお聞きをしたいというふうに思います。

先ほど説明があった、下水道事業の会計の扱いですね、それが変わったことによるものであるのか、それとも単なる、人的なミスといいますか。そういうことであるのか、そのあたりについてご説明をいただきたいと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 内山財政改革部長。

○内山財政改革部長 ご答弁させていただきます。

「将来負担比率の修正について」ですが、本議会の2日目、8月20日に、報告させていただきましたが、その後、9月の上旬に国から指摘がありました。その指

摘の内容は、「将来負担比率」の修正をすべきということでした。その内容は、その負担額のうち、下水道事業会計の企業債の残債があるわけですが、そのうち一般会計から繰り入れが見込まれる額というのを負担額として見ていくわけですが、その金額の算定において、過去の実績で直近の実績を用いて算出することになります。当初、報告させていただいた数値については、令和6年度で公営企業会計に下水道事業会計が移行したものですから、令和6年度だけの実績で、その金額を算出していったのですが、そうではなくて、公営企業債以前の、4年度、5年度、6年度の3ヵ年の平均の割合を用いて算出すべきと修正の指示がございまして、それに基づいて修正を行ったところ、率で言うと3.8%の減少になったということになります。

○坂原正勝議長 中原議員よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、日程第6、「報告第8号 令和6年度岬町健全化判断比率の修正について」の報告を終わります。

続きまして、日程第7 「議員提出議案 第2号岬町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

道工晴久君。

○道工議員 ただいま、議長の許可をましたので、「議員提出議案第2号 岬町議会委員会条例の一部改正について」を、地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙の通り提出をいたします。

提出者は岬町議会議員道工晴久、賛成者は次の通りでございます。敬称を省略させていただきます。賛成者、岬町議会議員、瀧見明彦、大里武智、竹原伸晃、谷地泰平、奥野学、松尾匡、出口実、谷崎整史、以上であります。

提案理由は、議会に係る手続きのオンライン化に対応するために、本条例に所要の改正を行うものであります。

岬町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。裏面の条例案をご参照願います。

第13条の次に次の1条を加える。(開会の特例) 第13条の2 委員長は、委員について、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)を活用して委員会を開会することができる。(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合第18条第1項中「委員会」の次に「(第13条の2の規定により開会するものを除く。)」を加える。

第22条に次の1項を加える。2前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力を含む。以下この項において同じ。))との通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第27条第1項中「職員に」を「職員をして」に改め、同条に次の1項を加える。3第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。という改正内容でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもつて趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

○谷地議員 質問ではないのですが、言葉の間違い。

○坂原正勝議長 はいどうぞ。

○谷地議員 はい。

これ質問じゃないんですけど先ほど議案の道工副議長の方からの条例案の説明で、第13条の2の第3項、こちらで、第1項に関わった同項の規定による記録の作成は議長が定めるところにより、当該器具に係る電磁的記録、その数と指導で、3行目認識することはできない方式ってなってるんですけども、ここ方法を打っておっしゃられてて、他にもね方式っていうところ方法っておっしゃられた箇所が複数箇所だったので、これは会議録を作成する際に修正の方をしていただいた方がいいかと思います条文になりますので、正しく記載の方をしていただいたほうがいいと思います。

○坂原正勝議長 はい。ご指摘ありがとうございます。

確認して必要があれば修正いたします。

他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原議員 すいません、今の谷地議員からの指摘を私もきちんと確認したいので、少しお時間いただけないでしょうか。

○坂原正勝議長 今ですか。

○中原議員 今です。

○坂原正勝議長 よろしいですか。はいどうぞ。

○中原議員 お時間いただきましてありがとうございます。谷地議員ご指摘の、他箇所については詳しくわかりませんでしたけれども、議長おっしゃられた通り、正確にすると、議案の通りの表記にするということをおっしゃっていましたので、それで結構かと思います。谷地議員がご指摘になったところ以外でも回線を回路というふうにおっしゃった部分と、それから、「人の知覚によっては」というところで、「は」が抜けていたところもありましたので、あわせて、音声と、それから、この提案の内容ですね、そこが正確に表記されることを求めておきたいと思います。

○坂原正勝議長 はい。ご指摘ありがとうございます。

会議録作成にあたって確認して必要があれば修正いたします。

ありがとうございます。他に質疑等ございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原議員賛成ですか、反対ですか。

○中原議員 賛成します。

○坂原正勝議長 反対討論の方はおられませんか。

では、中原議員どうぞ。

○中原議員 「議員提出議案第2号 岬町議会委員会条例の一部改正について」あえて反対しないという立場を申し上げておきたいと思います。

今回の提案はですね、議会DXというやつですね、いわゆる科学技術の進歩に、我々議会も対応していこうというものでもありますので、反対するものではありません。

しかしながら、現状の、我々岬町議会においては、少なくともオンライン会議はやったことはありません。それで、こういった技術の進歩に対応するということが必要でありますので、今回、賛同するところでありますけれども。私たちの議会の実態を、早く例えばオンライン会議に対応できるようにする必要があるということや今回提案の中には、秘密会の扱いについても、述べられているんですね。これを実際上、どのように、議会としては、進めていくのかといったことについても、ルール化が必要であるというふうに思いますので、そういった、我々議会の中での協議をですね、できるだけ早く行って、この、今回の提案の中身が、私たち議会でも、何らかの対応が必要になった折には、実現できるようにしたいなというふうに希望して、賛同したいと思います。

○坂原正勝議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより「議員提出議案第2号」を起立により採決します。

本件は原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立、満場一致であります。

よって、議案、「議員提出議案第2号」は原案の通り可決されました。

○坂原正勝議長日程第8、「議員提出議案第3号 岬町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

道工晴久君。

○道工議員 ただいま、議長の許可をましたので、「議員提出議案第3号 岬町議会会議規則の一部改正について」を岬町議会会議規則第十条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

提出者は岬町議会議員道工晴久、賛成者は次の通りです。

敬称を略させていただきます。賛成者、岬町議会議員、瀧見明彦、大里武智、竹原伸晃、谷地泰平、奥野学、松尾匡、出口実、谷崎整史、以上であります。

提案理由は、規則の一部改正をするものであります。

それでは岬町議会会議規則の一部改正についてご説明をさせていただきます。

裏面の規則案及び、新旧対照表をご参照願います。

岬町議会会議規則、(昭和62年岬町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。
目次中、「第14章 会議録(第117条—第120条) 第15章 議員の派遣(第121条) 第16章 補則(第122条)」を「第14章 公聴会(第117条—第122条) 第15章 参考人(第123条) 第16章 会議録(第124条—第127条)

○坂原正勝議長 道工議員、すいません。途中すいません。

お昼回るんですがこのまま続行したいと思います。よろしいでしょうか。

○道工議員 はい。よろしくお願ひます。

○坂原正勝議長 すいません。失礼しました。次どうぞ。

○道工議員 第17章 全員協議会(第128条) 第18章 議員の派遣(第129条) 第19章 補則(第129条の2—第130条)」に改める。

第122条を第130条とする。第16章を第19章とし、同章中第130条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第129条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載され

た紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条第1項、第92条第1項及び第125条の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したもの（閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいづれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処

理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって変えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による作成等) 第129条の3 この規則の規定（第29条第1項（第85条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行なうことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第121条を第129条とする。第15章を第18章とする。第120条を第127条とし、第117条から第119条までを7条ずつ繰り下げる。第14章を第16章とし、同章の次に次の1章を加える。

第17章 全員協議会（全員協議会） 第128条 法第100条第12項の規定により議案又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。第13章の次に次の2章を加える。第14章 公聴会（公聴会開催の手続） 第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。2 議長は、前項の議決があったときは、その日時、場所及び

意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出) 第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定) 第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。(公述人の発言) 第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。3 公述人の発言がその範囲を超える、又は公述人に不適当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。(議員と公述人の質疑) 第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。(代理人又は文書による意見の陳述) 第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人(参考人) 第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。3 参考人については、第120条、第121条及び第122条の規定を準用する。なお、付則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するという改正内容でございます。参考に新旧対照を付けておりますので、ご参照ください。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。谷地議員。

○谷地議員 すいません。先ほど同様に何ヶ所か訂正がありますので、会議録作成に

際に修正をお願いしました。

○坂原正勝議長 後日、確認いたします。ご指摘ありがとうございます。

他に質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員反対賛成どちらですか。

○中原議員 賛成です。

○坂原正勝議長 反対討論の方おられませんか。

では、中原議員賛成討論どうぞ。

○中原議員 議員提出議案第3号岬町議会会議規則の一部を改正する規則について討論に加わります。

先ほど非常に長いご提案をいただきまして私たちの議会では、こういった違反のルール定める場合、一部改定等も含めて、提案者は時の副議長が行うということになっておりますので、長い提案文書を読み上げていただきまして、ご提案いただいたところであります。賛同いたしますが、先ほど提案のあった通りですね、1つは、オンライン化への対応が、私たち議会に求められているところであります。それから今回の改定の中で、全員協議会が、この規則の中に、正確に位置付けられたということと、それから公聴会についても、そのルールについて明記するということが提案されております。これは時代の要請にこたえるものというふうに思いますし、私たち議会の中でも、速やかに、実際に公聴会を行うといったようなときに、対応ができるように、必要なルール化を行い、より住民の皆さんに身近な議会にしていくと、いう努力が求められておりますので、先ほどの「議員提出議案第2号」同様にですね、私たち議会の中でのルールづくりを急ぎたいと。そのことをもって、住民の皆さんに負託、住民の皆さんに負託にこたえる議会としてさらに発展していくこと求めて賛同したいと思います。

○坂原正勝議長 他に討論ございませんか。

賛成討論は、反対討論の方はおられませんか。

竹原議員。

○竹原議員 議員提出議案第3号 「岬町議会会議規則一部を改正する規則について」

賛成の立場で討論させていただきます。

この件については上位法の改正によってということではございますけども、本当に提案理由の朗読ありがとうございます。もう、これをしてことによってですね、1つ前の条例改正もそうですけども、岬町の議会における取り組みっていうのが、1歩も2歩も進むのかなと、このように理解しております。あわせて進めておりまますタブレットの導入に関しても、幅が広がる提案でございますから、しっかりと私たちも勉強しながら進めていくということも含めまして、賛成とさせていただきます。

○坂原正勝議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

はい。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議員提出議案第3号を起立により採決します。

本件は原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立、満場一致であります。

よって、議員提出議案第3号は原案の通り可決されました。

○坂原正勝議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第3回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。お疲れ様でした。

(午後 0時 18分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、
ここに署名する。

令和7年9月9日

岬町議会

議長 坂原正勝

議員 奥野学

議員 道工晴久